

川西市・猪名川町共催
令和7年度集団指導資料

運営上の留意事項（兵庫県の集団指導より）
【居宅介護支援・介護予防支援】

川西市福祉部介護保険課
猪名川町生活部介護保険課

【重要】お知らせ

改正介護保険法施行規則が令和6年12月1日から施行されたことに伴い、介護支援専門員資格に係る一部手続きにおいて**個人番号（マイナンバー）情報の提出が必要です。**

- 1 改正年月日
令和6年12月1日
- 2 対象となる手続き
証交付を伴うすべての手続き

※詳細は、県ホームページをご確認ください。
※申請の際に書類漏れがあると受け付けられません。

個人番号提出用紙
< 介護支援専門員申請に係る個人番号情報 >

フリガナ	氏名	性別	生年 月日	住所 市区町村	電話番号
住所					
郵便番号					
電話番号					
メールアドレス					
申請内容	申請内容について、下記より該当する事項を記載してください。【 】				
	① 新規申請申請（新規申請）申請している場合は必ず				
	② 既に交付申請（交付済み）している場合は必ず				
	③ 再更新への対応				
	④ 変更内容の記載事項（付添資料あり）				
	⑤ 申請人本人が変更となる場合は、届出理由が必要となった場合				
	⑥ 自ら変更による更新交付申請（届出資料あり）				
	⑦ 再交付（届出資料あり）				
	⑧ 更新・更新（届出資料あり）				
個人番号 交付交付番号	個人番号提出申請の受付（令和6年12月1日より）から個人番号の交付が開始です。				
交付書類	マイナンバーカード（交付済み）を添付してください。 詳細は、【重要】個人番号提出申請書（付添資料あり）をご確認ください。 ※個人番号提出申請書（付添資料あり）は、申請書と併せて提出してください。 ※交付申請書（付添資料あり）は、申請書と併せて提出してください。				
上記により、個人番号を提出します。					
兵庫県庁 県民サービス課					
【注意】 - この様式は交付申請書ではありません。 - 申請書と併せて提出し、ご申請を待たせてお返しをさせていただきます。 - 電子申請の受付システムで申請が完了した場合、この様式は必要書類として提出期限内に申請書の提出を お断りさせていただきます。					

【重要】お知らせ

- ・ 手数料の支払いについて、**電子納付が可能**となりました。
- ・ **新規登録兼証の交付申請、更新申請など**、置き換えや証交付を伴う氏名変更以外の手続き方法が、**電子申請に変わりました**。

※詳細は県ホームページをご確認ください。

※新規登録兼証の交付申請、証の交付申請、更新申請は、電子申請手続きに加えて、個人番号提出様式（紙）の郵送も必要です。

お知らせ

各お知らせの詳細は県ホームページに掲載しています。

介護支援専門員資格に関する
兵庫県からのお知らせはこちら



各種手続きについてはこちら



【重要】

今後、制度などに変更が生じた場合、県HP「介護支援専門員に関する兵庫県からのお知らせ」に掲載しますので、適宜ご確認ください。

お手続きを行う前に、**必ず県ホームページで最新の情報をご確認いただきますようお願いいたします。**

「運営上の留意事項について（全サービス共通事項（義務化された項目）」より抜粋

4 高齢者虐待防止の推進

8

概要

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、**虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。**

対象サービス

全サービス（特定福祉用具販売を除く）
※養護老人ホーム、軽費老人ホームも対象
※居宅療養管理指導、福祉用具貸与は令和9年3月31日まで経過措置期間

基準

- 介護サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 当該事業所において、従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

(参考) 厚生労働省HP「[高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等](#)」

4 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止措置未実施減算

R6年度報酬改定

事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算する。

(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

Q&A

高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない場合は減算の適用となるのか。

- ・減算の適用となる。
- ・なお、全ての措置の一つでも講じられていない場合は減算となることに留意すること。

(参考) 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol.1 (令和6年3月15日) 問167

高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

(参考) 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol.1 (令和6年3月15日) 問169

4 高齢者虐待防止の推進

10

Q&A

居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるのか。

- 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、**規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい**。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にされたい。

（※）社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「[施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例](#)」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

（参考）令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol.1（令和6年3月15日）問170

「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業及び介護職員等処遇改善加算について」より抜粋

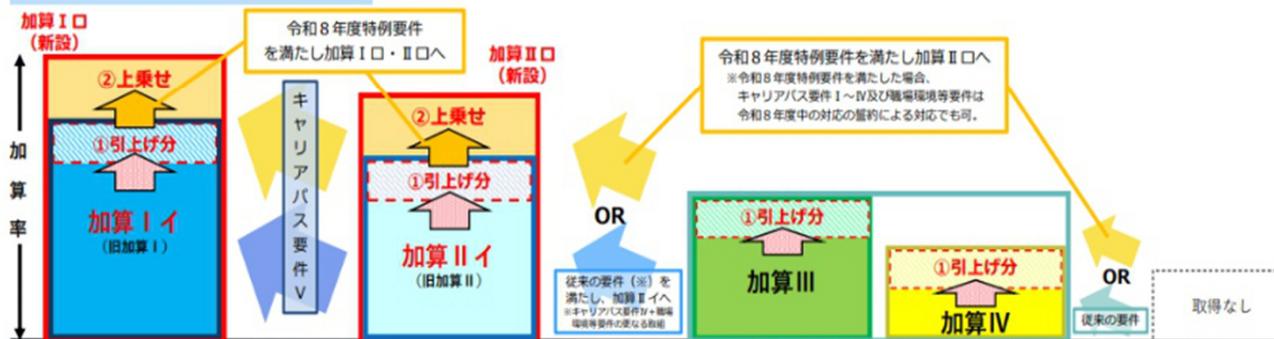
介護職員等処遇改善加算の拡充①

04

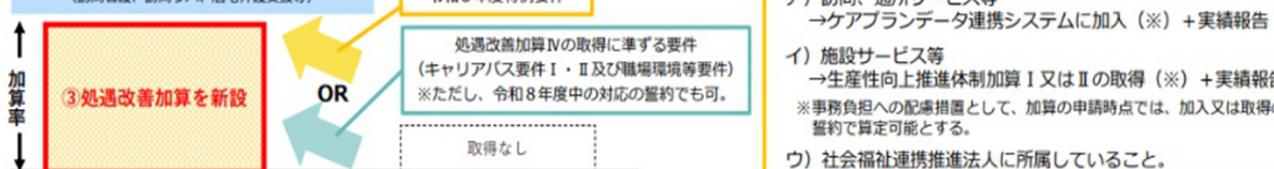
概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。
ア) 訪問、通所サービス等
→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告
イ) 施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。